

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月15日
条例の題名	三重県種畜貸付け並びに委託条例	公 布 日	昭和25年9月28日
条例番号	昭和25年三重県条例第50号	直近改正日	平成17年10月21日
所管部局課	農林水産部農畜産課	電 話 番 号	059-224-2541
条例の概要	家畜の改良又は増殖を図るため県有の種畜を貸付け、又は国有種畜の飼育管理の委託について必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	その他
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	家畜の改良または増殖を図るにあたり、種畜の貸付、飼育管理の委任は必要である。また、伝染病発生時のリスク分散の観点からも制度の継続は妥当である。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	家畜の改良又は増殖を図るにあたり、種畜を県が保有する場合、県内地域の家畜の改良等を支援するために貸付を行うことは必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	いいえ	現在、県有及び国有種畜の貸付又は飼育管理委託は行われていない。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	該当なし	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	種畜貸付にあたり、借受者に実費のみの負担としており、適正な費用負担と考える。
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	貸付による効果は、貸付地域の農家となるため限定されている。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	貸付に係る諸費用および飼育期間中の費用は借受者負担である。
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	

点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		家畜改良は日々進捗しており、適宜種畜の貸付を行い、継続して家畜改良・増殖を行う必要がある。また、種畜の伝染病リスク分散の観点からも制度としての継続は必要である。		無	無